

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（増設多核種除去設備への前処理に係る設備の追設）に係る面談
2. 日時：令和4年3月2日（水）13時00分～17時05分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、横山係長
高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）
検査グループ 専門検査部門
宮崎上席原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当9名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（増設多核種除去設備への前処理に係る設備の追設（以下「本追設」という。））に係る補正申請について、資料に基づき主に以下の説明があった。

- 補正申請の概要（本追設以外）
 - ✓ 5・6号機滞留水に係る構内散水量の変更に伴う実施計画の変更内容
 - ✓ 濃縮水タンク内濃縮廃液の移送等による線量評価の変更に伴う実施計画の変更内容
 - ✓ 多核種除去設備からの連絡配管設置に伴う実施計画の変更内容
- 本追設に係る原子力規制庁からのコメントへの回答
 - ✓ 本追設の概要
 - ◇ 本追設後に濃縮したスラリーを収納する高性能容器（HIC）における照射線量の評価
 - ✓ 強度・耐震評価
 - ◇ 増設多核種除去設備の敷地境界での実効線量評価の際の評価モデル
 - ◇ 既認可での既設配管の耐震評価
 - ◇ 1/2Ss450 ガルの地震動に対する反応／凝集槽の攪拌機シャフト等の健全性評価
 - ✓ 設計上の考慮
 - ◇ EPDM（合成ゴム）の耐放射線性

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメント等を伝えた。

- 補正申請の概要（本追設以外）
 - ✓ 濃縮水タンク内濃縮廃液の移送等による線量評価の変更について
 - ◇ 今回の説明では事実関係が把握できないため、既認可の内容との関係を含め、改めて変更内容を整理して説明すること。
 - ✓ 多核種除去設備からの連絡配管設置について
 - ◇ 新たに設置する機器・配管の構造等の詳細を説明するとともに、運用方法を含めて既認可からの相違点を明示した上で、「措置を講ずべき事項」への適合性を説明すること。

- 本追設に係る原子力規制庁からのコメントへの回答
 - ✓ 耐震クラス設定において、漏えいした放射性物質を公衆が吸引した場合の線量簡易評価に用いた放射性物質量の設定方法について、具体的に説明すること。
 - ✓ 耐震評価について、1/2Ss450 ガルの地震応答解析の結果を踏まえて見直しが必要となった場合には、速やかに検討の上、評価結果を説明すること。
 - ✓ 液体放射性物質の施設外への漏えいを防止するための基礎（建屋最外周堰を含む）の耐震性について、Ss900 ガルの地震動に対する健全性が確保できない場合に、汚染拡大防止策として取り得る対応を説明すること。

6. その他

資料：

- 増設多核種除去設備 前処理設備改造に伴う実施計画の変更に関する補足説明資料
- 構内散水量変更に伴う実施計画の変更について
- 濃縮水タンク内濃縮廃液の移送に伴う線量評価の変更に関する補足説明資料
- 多核種除去設備の連絡配管設置に伴う実施計画の変更に関する補足説明資料